

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。) 7,698人(福祉に関する事務所の職員1,474人を含む。)

イ 病院局に属する職員 1,099人

(2) 第1条第1号エ及びオを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 550人

オ 水道局に属する職員 617人

(3) 第1条第3号イを次のように改める。

イ 学校に属する職員 9,531人

(4) 第1条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,733人

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
<b>第1条</b>						
<b>(1) 市長の補助機関である職員</b>						
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)						
7,708	7,698	▲ 10				
{ うち福祉に関する事務所の職員 1,479      1,474      ▲ 5 }						
						重点施策事業の推進に伴う増 +56
						法令の制定・改正への対応に伴う増 +4
						その他業務量の増加等に伴う増 +5
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 75
イ 病院局に属する職員						
1,093	1,099	+6				重点施策事業の推進に伴う増 +6
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0				
エ 交通局に属する職員						
617	550	▲ 67				
						その他業務量の増加等に伴う増 +26
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 93
オ 水道局に属する職員						
618	617	▲ 1				事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 1
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)						
475	475	0				
						その他業務量の増加等に伴う増 +1
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 1
<b>(2) 議会事務局の職員</b>						
36	36	0				

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
290	290	0				
						その他業務量の増加等に伴う増 +1
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲1
イ 学校に属する職員						
9,484	9,531	+47				
						重点施策事業の推進に伴う増 +78
						事務事業の見直し等に伴う減 ▲31
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
19	19	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,734	1,733	▲1				事務事業の見直し等に伴う減 ▲1